

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七号

千葉県県税条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県県税条例の一部を改正する条例

千葉県県税条例（平成十九年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第三号中「及び電気事業法」を「電気事業法」に改め、「発電事業等」という。）の下に「及び電気事業法第二条第一項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加える。

第三十六条第四項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に、「又は発電事業等」を「発電事業等又は特定卸供給事業」に改める。

第三十七条第二項及び第三項中「及び発電事業等」を「発電事業等及び特定卸供給事業」に改める。

第七十二条の十三中「記名押印しなければ」を「記名しなければ」に改める。

第一百一条中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第一百十二条第一項中「であつて、知事の承認を受けたときは」を「には」に、「当該承認を受けた」を「当該」に改め、同条第二項中「前条の承認を受けている」を「前条の規定により県税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該県税関係帳簿の備付け及び保存に代えている」に、「において、県税関係帳簿のうち同条の承認を受けているもの」を「には、当該県税関係帳簿」に改め、「知事の承認を受けたときは」を削り、「当該承認を受けた」を「当該」に改める。

第一百十三条を次のように改める。

第一百十三条 削除

第一百十四条中「の承認を受けている」を「に規定する規則で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第七十二条の十三の改正規定は令和三年八月一日から、第一百一十一条から第十四条までの改正規定並びに附則第三項

及び第四項の規定は令和四年一月一日から施行する。

（法人の事業税に関する経過措置）

2 改正後の千葉県県税条例（以下「新条例」という。）第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定は、この条例の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する県税関係帳簿の保存方法等の特例に関する経過措置）

3 新条例第百十一条及び第百十二条第一項の規定は、令和四年一月一日以後に備付けを開始する県税関係帳簿（新条例第百十一条に規定する県税関係帳簿をいう。以下同じ。）について適用する。

4 新条例第百十二条第二項の規定は、令和四年一月一日以後に保存が行われる県税関係帳簿に係る電磁的記録（新条例第百十一条に規定する電磁的記録をいう。）について適用する。

議案第八号

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を
改正する条例

第一条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の二下欄中「野田市」の下に「茂原市」を加え、「並びに山武郡横芝光町」を「山武郡横芝光町並びに夷隅郡大多喜町」に改める。

別表第五号の六上欄へ中「第二十九条第十二項」を「第二十九条第十七項」に改め、同欄中へをりとし、同欄ホ中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十五項」に改め、同欄中ホをトとし、トの次に次のように加える。

チ 法第二十九条第十六項の規定による事業の制限及び停止の命令

別表第五号の六上欄ニ中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十三項」に改め、同欄中ニをへとし、ハの次に次のように加える。

ニ 法第二十九条第十一項の規定による報告の受理

ホ 法第二十九条第十二項の規定による公表

別表第五号の六上欄に次のように加える。

又 法第二十九条第十八項の規定による通知

ル 法第二十九条第十九項の規定による援助

別表第二十二号の二上欄中ヲをネとし、チからルまでをタからツまでとし、トをカとし、カの次に次のように加える。

ヨ 法第七十二条の二の二の規定による措置の命令（卸売販売業者に係るものに限る。）

別表第二十二号の二上欄中へをワとし、ホをヲとし、ニをチとし、チの次に次のように加える。

リ 法第四十条の五第三項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請の受

理

又 法第四十条の五第六項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新に係る申請の受理

ル 法第四十条の七において準用する法第十条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出の受理

別表第二十二号の二上欄ハ中「第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第四項ただし書」に改め、同欄中ハをトとし、ロをへとし、イをホとし、ホの前に次のように加える。

イ 法第六条の二第二項の規定による地域連携薬局と称することの認定の申請の受理

ロ 法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局と称することの認定の更新に係る申請の受理

ハ 法第六条の三第二項の規定による専門医療機関連携薬局と称することの認定の申請の受理

ニ 法第六条の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局と称することの認定の更新に係る申請の受理

別表第二十二号の三上欄中へをヲとし、同欄ホ中「販売業」の下に「及び再生医療等製品の販売業」を加え、同欄中ホをルとし、同欄ニ中「販売業」の下に「及び再生医療等製品の販売業」を加え、同欄中ニをヌとし、ハをチとし、チの次に次のように加える。

リ 政令第四十六条第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の再交付の申請の受理

別表第二十二号の三上欄中ロをへとし、への次に次のように加える。

ト 政令第四十五条第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付の申請の受理

別表第二十二号の三上欄中イをホとし、ホの前に次のように加える。

イ 政令第二条の八第二項の規定による認定証の書換え交付の申請の受理

ロ 政令第二条の九第二項の規定による認定証の再交付の申請の受理

ハ 政令第二条の九第三項の規定による発見した認定証の受領

ニ 政令第二条の十の規定による認定証の受領

別表第二十三号上欄中チをリとし、ハからトまでをニからチまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 省令第十六条の三第一項及び第三項の規定による地域連携薬局等の変更の届出

の受理

第二条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一号の二下欄中「船橋市」の下に「、館山市」を、「富里市」の下に「、南房総市」を加え、「並びに夷隅郡大多喜町」を「、夷隅郡大多喜町並びに安房郡鋸南町」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中別表第五号の六上欄ニからへまでの改正規定 公布の日

二 第一条中別表第一号の二の改正規定（「野田市」の下に「、茂原市」を加える部分に限る。）及び附則第三項の規定 令和三年十月十四日

三 第一条中別表第一号の二の改正規定（「野田市」の下に「、茂原市」を加える部分を除く。）及び附則第四項の規定 令和四年一月四日

四 第二条及び附則第五項の規定 令和四年九月二十八日
（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際第一条の規定（前項第一号から第三号までに掲げる改正規定を除く。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第五号の六上欄に掲げる事務に係る老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものうち、この条例の施行の日以後においては同表第五号の六下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為とみなす。

3 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては茂原市長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

4 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日前に第一条の規定（同号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別

表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下この項において「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては夷隅郡大多喜町長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

5 附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前に第二条の規定による改正後の千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一号の二上欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為（同日前に法令の規定により知事に対してなされなければならない提出で、同日前になされていないものを含む。）に係る事務で、同日以後においては同号下欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなるものについては、同条例第二条の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。

議案第九号

多衆行進又は集団運動に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

多衆行進又は集団運動に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

多衆行進又は集団運動に関する条例等の一部を改正する条例

(多衆行進又は集団運動に関する条例の一部改正)

第一条 多衆行進又は集団運動に関する条例(昭和二十四年千葉県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「次の」の下に「各号に掲げる」を加え、同条第六号中「署名、捺印」を「氏名」に改める。

(職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第二条 職員のサービスの宣誓に関する条例(昭和二十六年千葉県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「なった」を「なった」に、「署名押印して」を「署名して」に改める。

別記様式中「㊟」を削る。

(千葉県警察基本条例の一部改正)

第三条 千葉県警察基本条例(昭和二十九年千葉県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項薬局開設許可更新申請手数料の目の次に次のように加える。

地域連携薬局 認定申請手数料	法第六条の二第一項の規定による地域連携薬局の認定の申請に対する審査	一件につき	一万千円
地域連携薬局 認定更新申請 手数料	法第六条の二第四項の規定による地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	一件につき	一万千円
専門医療機関 連携薬局認定 申請手数料	法第六条の三第一項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	一件につき	一万千円
専門医療機関 連携薬局認定 更新申請手数料	法第六条の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	一件につき	一万千円

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料の目から化粧品製造販売業許可更新申請手数料の目までの規定中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項医薬品製造業許可申請手数料の目中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「第二十

医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料	法第十三条の二の二第一項の規定による医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査	一件につき	三万二千七百円
化粧品のみを行う製造所に係る登録申請手数料	法第十三条の二の二第一項の規定による化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	一件につき	二万五千七百円
医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料	法第十三条の二の二第四項の規定による医薬部外品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	一件につき	二万百円
化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録更新申請手数料	法第十三条の二の二第四項の規定による化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査	一件につき	二万百円

別表第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百四十五号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項 医薬品適合性調査手数料の目及び医薬部外品適合性調査手数料の目を次のように改める。

医薬品適合性調査手数料	医薬品の製造販売に於いての法第十四条第一項の承認を	省令第二十条第五号に掲げるものに係る調査	一品目につき	九万四百円
-------------	---------------------------	----------------------	--------	-------

受けようと する場合に おける同条 第七項（同 条第十五項 において準 用する場合 を含む。） の規定によ る調査	省令第二十 五条第一項 第四号に掲 げるものに 係る調査	一品目に つき	六万四千七 百円
省令第二十 五条第一項 第五号に掲 げるものに 係る調査 （法第十三 条の二の二 第一項の規 定による登 録を受けた 製造所に係 る調査を除 く。）	一品目に つき	三万六千四 百円	
法第十三条 の二の二第 一項の規定 による登録 を受けた製 造所に係る 調査 その他の調 査	一品目に つき	三万六千四 百円	
医薬品の製 造販売につ いての法第 十四条第一 項の承認の 取得後にお	省令第二十 五条第一項 第三号に掲 げるものに 係る調査	一件につ き	十六万五千 百円と三千 二百円に調 査に係る品 目数を乗じ て得た額と

				医薬部外品適合性調査手数料	
				医薬部外品の製造販売についての法第十四条第一項の承認を受けようとする場合における同条第七項（同条第十	
				五項において準用する場合を含む。）の規定による調査	
査	その他の調査	法第十三条の二の二第一項の規定による登録を受けた製造所に係る調査を除く。）	省令第二十条の二の二第一項の規定による登録を受けた製造所に係る調査を除く。）	省令第二十条第二項第三号に掲げるものに係る調査	省令第二十条第二項第二号に掲げるものに係る調査
つき	一品目に	つき	一品目に	つき	一品目に
百円	二万四千四百円	百円	二万四千四百円	百円	七万八千四百円
				査	

医薬部外品の製造販売についての法第十四条第一項の承認の取得後における同条第七項の規定による調査	省令第二十条第二項に掲げるものに係る調査	省令第二十条第二項に掲げるものに係る調査	省令第二十条第二項に掲げるものに係る調査 (法第十三条の二の二第一項の規定による登録を受けた製造所に係る調査を除く。)	法第十三条の二の二第一項の規定による登録を受けた製造所に係る
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
十五万三千 百円と三千 二百円に調 査に係る品 目数を乗じ て得た額と の合計額	十万八千 百円と千九 百円に調査 に係る品目 数を乗じて 得た額との 合計額	五万六千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額との合 計額	五万六千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額との合 計額	五万六千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額との合 計額

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第四十五号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項医薬部外品適合性調査手数料の目的次に次のように加える。

		一項の規定による登録を受けた製造所に係る調査	
	法第十四条の二第二項の規定による医薬品の製造所の調査	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令（令和三年厚生労働省令第十七号。以下この項において「区分省令」という。）第二十条第三号に掲げる区分	一件につき
	十五万五千円と三百円に調査に係る品目を乗じて得た額及び一万円に調査に係る製造販売業者数を乗じて得た額の合計額	二万四千四百円	

に係る調査	区分省令第二号第四号に掲げる区分に係る調査	区分省令第二号第五号に掲げる区分に係る調査	区分省令第二号第六号に掲げる区分に係る調査
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
十一万百円 と千九百円 に調査に係 る品目数を 乗じて得た 額及び一万 円に調査に 係る製造販 売業者数を 乗じて得た 額との合計 額	五万八千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額及び一 万円に調査 に係る製造 販売業者数 を乗じて得 た額との合 計額	五万八千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額及び一 万円に調査 に係る製造 販売業者数 を乗じて得 た額との合 計額	五万八千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額及び一 万円に調査 に係る製造 販売業者数 を乗じて得 た額との合 計額

	区分省令第二 条第六号	一件につ き	
	に掲げる区 分に係る調 査		
計額		四万六千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額及び一 万円に調査 に係る製造 販売業者数 を乗じて得 た額との合 計額	た額及び一 万円に調査 に係る製造 販売業者数 を乗じて得 た額との合 計額

別表第一医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十
五年法律第四百十五号。以下この項において「法」という。）に基づくものの項薬局製
造販売医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料の目から医薬部外品製造販売承認
事項一部変更承認申請手数料の目までの規定中「第十四条第九項」を「第十四条第十五
項」に改め、同項第一種医療機器製造販売業許可更新申請手数料の目から体外診断用医薬
品製造販売業許可更新申請手数料の目までの規定中「第二十三条の二第二項」を「第二十
三条の二第四項」に改め、同項再生医療等製品製造販売業許可更新申請手数料の目中「第
二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項高度管理医療機器等
販売業又は貸与業許可更新申請手数料の目中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六
項」に改め、同項医療機器修理業許可更新申請手数料の目中「第四十条の二第三項」を
「第四十条の二第四項」に改め、同項医療機器修理区分変更又は追加許可申請手数料の目
中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同項再生医療等製品販売業
許可更新申請手数料の目中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同
項輸出用医薬品適合性調査手数料の目及び輸出用医薬部外品適合性調査手数料の目を次の

ように改める。

		輸出用医薬品 適合性調査手 数料				輸出用の医 薬品を製造 しようとする 場合にお ける法第八 十条第一項 の規定によ る調査	
省令第二十 五条第一項 第三号に掲 げるものに 係る調査	省令第二十 五条第一項 第四号に掲 げるものに 係る調査	省令第二十 五条第一項 （法第十三 条の二の二 第一項の規 定による登 録を受けた 製造所に係 る調査を除 く。）	法第十三条 の二の二第 一項の規定 による登録 を受けた製 造所に係る 調査	その他の調 査	省令第二十 五条第一項 第三号に掲 げるものに 係る調査	省令第二十 五条第一項 （法第十三 条の二の二 第一項の規 定による登 録を受けた 製造所に係 る調査を除 く。）	法第十三条 の二の二第 一項の規定 による登録 を受けた製 造所に係る 調査
つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき
百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円	百円
三万六千四	三万六千四	三万六千四	三万六千四	三万六千四	三万六千四	三万六千四	三万六千四
九万四百円	六万四千七	三万六千四	三万六千四	三万六千四	三万六千四	三万六千四	三万六千四

輸出入の医薬品の製造の開始後における法第八十条第一項の規定による調査	省令第二十条第五号に掲げるものに係る調査	一件につき	十六万五千 百円と三千 二百円に調 査に係る品 目数を乗じ て得た額と の合計額
省令第二十条第五号に掲げるものに係る調査	一件につき	十二万百円 と千九百円 に調査に係 る品目数を 乗じて得た 額との合計 額	
省令第二十条第五号に掲げるものに係る調査（法第十三条の二の二第一項の規定による登録を受けた製造所に係る調査を除く。）	一件につき	六万八千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額との合 計額	
法第十三条の二の二第一項の規定による登録を受けた製造所に係る	一件につき	六万八千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額との合	

		輸出用医薬部 外品適合性調 査手数料					
		輸出入の医 薬部外品を 製造しよう とする場合 における法 第八十条第 一項の規定 による調査					
法第十三条 の二の二第 二の二第	法第十三条 の二の二第 二の二第	省令第二十 五条第二項 第三号に掲 げるものに 係る調査 (法第十三 条の二の二 第一項の規 定による登 録を受けた 製造所に係 る調査を除 く。)	省令第二十 五条第二項 第二号に掲 げるものに 係る調査	省令第二十 五条第二項 第一号に掲 げるものに 係る調査	省令第二十 五条第二項	省令第二十 五条第二項	調査 その他の調 査
つき	つき	つき	つき	つき	つき	つき	調査 一件につ き
百円	百円	百円	百円	百円	百円	計額 七万八千四 百円	計額 六万八千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額との合 計額

く。 ）	法第十三条 の二の二第 一項の規定 による登録 を受けた製 造所に係る 調査	一件につ き	五万六千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額との合 計額
	その他の調 査	一件につ き	五万六千七 百円と五百 円に調査に 係る品目数 を乗じて得 た額との合 計額

別表第一 薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号。以下この項において「改正法」という。）に基づくものの項を削り、同表医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令に基づくものの項薬局開設許可証の書換え交付手数料の目中「第一条の五第一項」を「第二条の三第一項」に改め、同項薬局開設許可証の再交付手数料の目中「第一条の六第一項」を「第二条の四第一項」に改め、同目の次に次のように加える。

地域連携薬局等の認定証の書換え交付手数料	第二条の八第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付	一件につ き	二千五百円
地域連携薬局等の認定証の再交付手数料	第二条の九第一項の規定による地域連携薬局等の認定証の再交付	一件につ き	三千五百円

別表第一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令に基づくものの項 医薬品、医薬部外品又は化粧品品の製造業の許可証の再交付手数料の目の次に次のように加える。

医薬品、医薬部外品又は化粧品	第十六条の四第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品	一件につ き	二千五百円
----------------	-------------------------------	-----------	-------

化粧品、医薬品、医薬部外品又は化粧品等の保管のみに係る登録の書換え交付手数料	外品又は化粧品等の保管のみに係る製造所に係る登録の書換え交付	第十六条の五第一項の規定による医薬品、医薬部外品又は化粧品等の保管のみに係る製造所に係る登録の再交付	一件につき 三千五百円
医薬品、医薬部外品又は化粧品等の保管のみに係る製造所に係る登録の再交付手数料	外品又は化粧品等の保管のみに係る製造所に係る登録の再交付	第二十六条の四第一項の規定による基準確認の書換え交付	一件につき 二千五百円
基準確認の再交付手数料	第二十六条の五第一項の規定による基準確認の再交付	一件につき 三千五百円	

別表第一道路法（昭和二十七年法律第百八十号）に基づくものの項第三十二条第一項第二号に掲げる物件に係る道路占用料の目的次に次のように加える。

第三十二条第一項第三号に掲げる施設に係る道路占用料	第二十条第二項	第一級地	長さ一メートル	六円
自動車運動行補助施設	第二十条第二項	第二級地	長さ一メートル	四円
運行補助施設	第二十条第二項	第三級地	長さ一メートル	三円
自動車運動行補助施設	第二十条第二項	第四級地	長さ一メートル	三円

										柱類			
										その 他の もの			
地下に設		上空に設けるもの											
第一級地		第五級地		第四級地		第三級地		第二級地		第一級地		第五級地	第四級地
一年につ	メートル 一平方 占面積	一年につ	メートル 一平方 占面積	一年につ	メートル 一平方 占面積	一年につ	メートル 一平方 占面積	一年につ	メートル 一平方 占面積	一年につ	メートル 一平方 占面積	一本一年 につき	一本一年 につき
	六百八十円		五百七十円		五百九十円		六百六十円		八百三十円		千 百 円	九 百 十 円	九 百 五 十 円

の適用については、同項中「「法」という。」とあるのは「「法」という。」及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第六十三号。以下この項において「改正法」という。）」と、同項地域連携薬局認定申請手数料の目中「法第六条の二第一項」とあるのは「改正法附則第十二条第七項」と、同項専門医療機関連携薬局認定申請手数料の目中「法第六条の三第一項」とあるのは「改正法附則第十二条第七項」と、同項医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料の目から化粧品品の保管のみを行う製造所に係る登録申請手数料の目までの規定中「法第十三条の二の二第一項」とあるのは「改正法附則第十二条第九項」と、同項医薬品区分適合性調査手数料の目及び医薬部外品区分適合性調査手数料の目中「法第十四条の二第二項」とあるのは「改正法附則第十二条第十二項」とする。

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例の制定について

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例

(婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十七条の次に次の一条を加える。

(電磁的記録)

第十八条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

「第十五章 雑則(第一百三十三条)

目次中「附則」を

附則

」に改める。

第八十二条第四項ただし書を次のように改める。

ただし、同項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 雑則

(電磁的記録)

第一百三十三条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を
「第十章 雑則（第九十三条）
附則」に改める。

第六条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第七条第七項中「及び第四項第一号」を、「第四項第一号及び次項」に改める。

第七十三条第五項中「第二項」を「前二項」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 雑則

（電磁的記録等）

第九十三条 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（第十四条第一項（第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）及び第十八条（第五十五条の五、第五十九条、第七十一条、第七十八条、第七十八条の二、第八十一条、第八十一条の九及び第八十九条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法により行うことができる。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「附則」を
「第六章 雑則（第五十九条）
附則」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十九条 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第十一条(前条において準用する場合を含む。))及び第十五条第一項(前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの(以下「交付等」という。))のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

「第二十章 雑則(第二百十一条)

目次中「附則」を
附則
」に改める。

第二百十条第一項中「「特例介護給付費」」を「「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」」に改める。

第十九章の次に次の一章を加える。

第二十章 雑則

(電磁的記録等)

第二百十一条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第十一条第一項(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第九十五条の五、第二百二十三条、第四百九十九条、第四百九十九条の四、第五百五十九条、第五百五十九条の四、第四百七十二条、第四百八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十並びに前条第一項において準用する場合を含む。))、第十五条(第四十四条第一項及び第二項、第四十四条の四、第四十九条第一項及び第二項、第七十八条、第九十五

条、第九十五条の五、第一百条、第一百条の四、第二百三条、第四百九条、第四百九条の四、第五百九条、第五百九条の四、第七十二条、第八十五条、第九十条、第九十四条、第九十四条の十二、第九十四条の二十、第二百一条、第二百一条の十一、第二百一条の二十二並びに前条第一項において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第一百零四条第一項（第一百零四条の四において準用する場合を含む。）及び第九十八条の三第一項（第二百一条の十一及び第二百一条の二十二において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

「第十章 雑則（第九十一条）
目次中「附則」を
附則」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第十章 雑則

（電磁的記録等）

第九十一条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支

援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

「第五章 雑則(第六十二条)
目次中「附則」を
附則
」に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 雑則
(電磁的記録等)

第六十二条 指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(第十二条第一項及び第十六条並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設及设备及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設及设备及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年千葉県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

「第三章 雑則(第四十七条)
目次中「附則」を
附則
」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章 雑則
(電磁的記録等)

第四十七条 障害者支援施設及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 障害者支援施設及びその職員は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するも

の（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第二十一条 地域活動支援センター及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 地域活動支援センター及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第十条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録等）

第十九条 福祉ホーム及びその職員は、記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

2 福祉ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されており、

又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の二条を加える。

（就業環境の整備）

第八条の二 救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第八条の三 救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的にを行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第九条に次の一項を加える。

3 救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たつて、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十八条第二項中「感染症」の下に「又は食中毒」を加え、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次の各号に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を

加える。

- 一 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- 二 当該救護施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該救護施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間、改正後の保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第八条の三（新条例第四十条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新条例第八条の三第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間、新条例第十八条第二項（新条例第二十六条、第三十二条（新条例第四十条において準用する場合を含む。）及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第十三号

千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例の一部を改正する条例

千葉県新型コロナウイルス感染症に係る臨時の医療施設の開設等の迅速化及び円滑化に関する条例（令和二年千葉県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）附則第一条の二第一項に規定する」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号に掲げる」に、「特措法第四十八条第一項」を「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「特措法」という。）第三十一条の二第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十四号

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

ふぐの取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第十五号

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十一条中「柵」を「自動運行補助施設、柵」に改める。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十三条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

千葉県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県立特別支援学校設置条例の一部を改正する条例

千葉県立特別支援学校設置条例（平成十九年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「千葉県立特別支援学校流山高等学園」を「千葉県立特別支援学校流山高等学園」に改める。

校 一

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

議案第十七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例
(平成二十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「もの」の下に「(当該表示を開始したこと又は当該表示を継続し
ていることに関する情報を視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができる
ものを含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和三年六月十七日提出

千葉県知事 熊谷 俊 人

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例（昭和四十一年千葉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二東葛・葛南地区工業用水道事業の項中「日量一二七、二〇〇立方メートル」を「日量一一一、二〇〇立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。